

第五十一次回国会 衆議院 産業公害対策特別委員會議録 第十三号

昭和四十一年四月二十一日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 井手 以誠君
理事 奥野 誠亮君 理事 小山 省二君
理事 丹羽 兵助君 理事 保科善四郎君
理事 中井徳次郎君 理事 野間千代三君
顧問 兵輔君 堀川 恭平君
山本 幸雄君 和爾俊二郎君
久保 三郎君 肥田 次郎君
吉川 兼光君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君
運輸大臣 中村 寅太君

出席政府委員

厚生政務次官 佐々木義武君
厚生 技官 館林 宣夫君
環境衛生局長 赤澤 璋一君
通商産業事務官 馬場 有政君
(重工業局長) 福井 勇君
工業技術院長 赤澤 璋一君
運輸政務次官 福井 勇君

委員外の出席者

大蔵事務官 荒巻与四郎君
(主計官)
厚生 技官 橋本 道夫君
環境衛生局長 橋本 道夫君
通商産業事務官 中川理一郎君
(企業局長) 中川理一郎君
地部長
通商産業技官 藤波 恒雄君
公益事業局長 藤波 恒雄君
運輸技官 宮田 康久君
(自動車局整備部長)
自治事務官 岡田 純夫君
(大臣官房参事)

本日の會議に付した案件

産業公害対策に関する件(ばい煙及び自動車排気ガス対策)
自動車排気ガス規制に関する件
亜硫酸ガス排出防止に関する件

○井手委員長 これより會議を開きます。産業公害対策に関する件について調査を進めます。

ばい煙及び自動車排気ガス対策について質疑の通告がありますので、これを許します。丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 当委員会におきましては、もちろん名のように産業公害対策に対しては相当熱意を持って審議を進め、これの対策の立てられることを心から期待をしつつ委員会が進められております。

先日、油流出による海水の汚濁防止に対しては、すでに調印された条約を国会において批准される手続を至急とられるよう決議までされて、関係者ひとしく喜んでおるところであります。なお、引き続きまして大気汚染等についてはその審議を進められ、特に亜硫酸ガス、自動車による排気ガス、また電力によるところの大気汚染、海水汚濁等、それぞれを取り上げて審議をいたしておるのであります。

そこで先回、そうした関係者の御意見等も参考人として招致せられまして聞きました。もったもな意見も出たし、また業界も、この公害に対してはこれを防止するように、相当前向きに誠意を持って責任を感じつつすべて考えられておることが明白になりまして、心から私も喜んでおり、また、その具体的なものが実現されることを期待しておるものである。これを伺ってみます。

と、もちろん業界も前向きの姿勢をとっておりまして、一日も早くその実現を見なくちゃなりません。それについては、国としても、また地方公共団体としても、住民としても、最も理解ある協力を寄せて、一体となって公害の防止をしていかなくちやならぬ。

そこで私も委員会は、委員長の名において、業界の努力は認めるけれども、しかし、業界だけではこの対策の樹立ができない点もあらう、国並びに地方に対して、完べきを期するためにどういふことを要請、要望しておるか、それについて資料を出せ、こういうような要求をなされた。業界は、いまま私の申し上げたように、進んでその対策を立てるために自分のほうで最善の努力をする。しかし、この程度だけはひとつ国で考えてほしい、また理解ある協力を寄せていただいで初めてその完べきが期せられるのだという要請なるものが委員長の名に出てまいりました。私はこれに目を通しまして、さっそくこれを具体化することも無理な点もあらうかと思ひますけれども、やはりこういうことを国も一体となって考えねば産業公害対策の完べきは期せられない。私はこう思ひますし、なお、当委員会に委員長の名において要請したのはありますけれども、少なくともこれらはそれぞれの企業が政府に対して前々から要望しておったことに違いないと思うので、政府においては当然企業と一体となって考えておられると思ひますから、私のほうに出てまいりました要望を、全部にわたりますと時間がかかりまするので、ひとつ重要な面だけお尋ねして、政府とどう取り扱っていかれるのか、御検討いただいております節がございましたら明白にしていただきたい。そういう形が公害対策を真剣に考えるゆえんだと私は思う。業界のほうは前向きに努力をして

おる、そのために政府には陳情しておる、政府はその陳情はよく知っておる、こういう点を何か取り持つのがあつて、ほんとに企業と国と地方と住民が一体となって考えねば、海水も守られないし、空気が汚染も守られていかなない。私はこう思いますので、先回委員長から要請がありました中央電力協議会、石油連盟並びに自動車工業会からそれぞれ出ております要望について数点ひとつ承っておきたいと思ひます。政府はそれぞれのお立場からひとつ明白に、ほんとに空を守る、海水を守る、公害防止を政府も一体になって考えていくというたてまえから、業者の陳情に対する答えだという考えを持たず、国がこれを責任を持って解決していこうという姿勢において誠意あるお答えを願ひたい、こう思うのであります。

いま申し上げましたように、まず中央電力協議会から出ておる要請について、こうして公害対策は樹立していきたい、こうして公害を防ぎたいという要望について聞きたいと思ひますが、冒頭書いてありますように、「経済の成長、社会の発展に伴つて、いわゆる公害問題が大きな社会問題となつてきており、その対策は」私がたたいまでも申し上げたように、「産業界のみならず、産業界も力を入れておりますが、「社会全体がひとしく直面している重大問題であります。」という意味から「国としても産業の健全な発展と生活環境の保全の調和による社会福祉の増進」という責任的な観点に立つてものを考えなくてはならないと思つておる。そこで「公害に対する規制と運用について」ということで二点ここに書いております。公害発生源の究明、効果的な対策樹立のために、公害の実情を科学的根拠に基づいて測定を行ない、その結果を適正に分析しなうてはならない。そしてその分析したもつについてこうしてほしい。特に、最近問題となつておる大気汚染に

ついで、国または地方公共団体がみずから測定網を整備し、測定方法を確立して、公正にその原因を究明することが急務である。その原因を究明して、そしてこれを分析しなくてはならぬと同時に、国においても、地方公共団体でも、わあわあ騒ぐだけでいいものではなくして、もっと科学的にこういうものを調査する測定網を整備したり、あるいは測定方法を確立して、公正にその原因を究明する、こういうことが急務であるからその機関を持つてほしい。こういうことは私どもも適当な要請と思いますが、それについて一体役所側はその手配を検討しておられるかどうかということ、具体的ではなくても姿勢だけでいいから、具体的に検討してこういう考え方は正しいと思うとか、こういう考えでなくてはならぬから検討しておるとかいうことを私は承りたいのであります。

次に「公害対策に対する助成措置」といたしまして、いま電気関係を申し上げましたが、電気事業は、電気料金の長期の安定とか、企業体質の改善をはかっていく、そういうことが必要である。公害防除対策に関しては特に次のような経済的助成措置が実現を見なくてはならないというので、一、二点また具体的に言っております。

その一つは、税法上の特別措置が認められているばい煙処理用固定資産の範囲を拡大してほしい。さらに耐用年数を短縮してほしい。それからまた排水処理、騒音防止関係施設についても、固定資産税の免税並びに耐用年数短縮等の措置を自治省において考えていただきたい。これらも私は前段申し上げましたように、電気事業というものの内容から考え、特にまた電気料金というものの国民に及ぼす物価対策からも考え、電気というものは産業の基幹になっておるといふ点から考えても、これは当然やるべきことのように思うのですが、自治省においてはいろいろの関係、いろいろの振り合いもありましようから、端的にすぐ結論を出すことはむずかしいでしょうけれども、こういうことは当然のように思われるので、検討は加

えておっていただけないでしょうか、その検討を加えておるか、その見直しについてお尋ねをしたい、こう考えておるのであります。

それから第二点として、将来急増する公害対策施設への投資に備えて、自己資本を留保できるような特別措置、これは大蔵省の関係かと思いますが、これらもどう考えておいでになるか。そしてまた、こういう公害対策のためには相当多額の投資をしなければならぬが、もう事業そのもので手一ぱいであるから、開銀等からの低利な融資が願いたい。こういう税法の問題、融資の問題についての陳情が出ておりますが、これらも検討されておるだろうと思っておりますので、承っておきたいと思っております。

それから、電気関係についての最後の「公害防除技術の研究開発」私はゆうべちょっとこれに目を通したのですが、燃料油の脱硫技術の開発、それから排ガス脱硫技術の開発、これから公害防止のための決議をしようとしておるところには今度は触れてはおりませんが、計測装置、計測技術の開発、こういう点に国ももう少し力を入れてやるべきだ。それには相当の金もかかるので、十分そうしたことを腹に置いて考えてほしい、こういうような点が出てきております。

その他「公害紛争の処理について」「公害行政について」とか、「立地政策、都市計画等について」というようにたくさん出ておりますが、それらについてはあまりに時間がかかりますので、省略いたします。

先日来参考人から承りまして、もともとだなど感じた点が、今日ここに、公害防止にはこの努力がしたい、それにはこういうことを国として考えていただきたいという要請として委員長のもとに出ている。私はこういうことは聞きっぱなしにしておくべきことではないと思う。こういうことはお互いが前向きな姿勢というよりも、公害防止は国民の声として実現さしていかなばならぬというたてまえに立って、どう考えていらっしゃるか、ど

のように検討を進められておるかということをお尋ね、それを促進させる責任が私どもにある。決議をする前に、いま私がお尋ねした数点について検討の過程を明らかにしていただきたいと思っております。

○館林政府委員 まず第一に、大気汚染の現状をよく把握して、その原因を明らかにする必要があるという御意見でございますが、全くそのとおりでございます。いたずらに公害問題を重大視するだけではなくて、現状がどうなっているか、どの程度の脅威を与え、何が原因であるかということとを究明することがまず第一歩でございます。このために全国的に、気象観測に対して気象台があるがごとく、大気汚染に対して測定網を設置する必要がありますを認めまして、将来とあわせて二十カ所の測定ステーションをつくりたい。かようなことで昨年度からそのような測定点をつくる準備を進めまして、昨年度は三カ所、本年度は二カ所つくる予定を進めております。それらの測定点で測定いたしましたものを中央に集めて、分析いたしました。その内容を明らかにする意味で、環境衛生センターに分析センターを昨年度つくりまして、本年度からそれが活動することになっております。

その実際の測定結果と、それらの人間に対する影響等を調査するために特別委託費を設けて、三十九年度以来それらの調査を進めてきておりまして、今後もしやうな調査を続けてまいりたいと思っております。これは中央政府だけでなく、各都道府県、各市においてもそのような測定網をつくる必要を認めまして、特別にここ数年、毎年二千万円前後の補助金をもちまして各都道府県の測定施設に対して補助をいたし、測定網を普及するように指導を続けてまいっております。

○中川説明員 たいだいま丹羽先生から中央電力協議会の要請書に基づきまして、公害対策上企業側が行なういろいろな施設につきましての税法上もしくは金融上の助成について政府は十分やっておるか、あるいはいまだどういふことを検討しておる

か、かような御質問だったと思っております。御承知のように、公害防止施設につきまして、国税のほうにおきましては耐用年数の短縮を行なっております。地方税のほうにおきましては、一定の公害防止施設につきまして固定資産税の非課税ということをやっております。これは財政関係当局のほうにそれぞれたいへんな御協力をいただきました。公害防止の施設であるものにつきましては、いま申しましたように、非常にこまかい機械を指定いたしました措置をいたしておるわけでございます。問題は、おそらく今後いろいろな技術開発が進んでまいりますと、逐年新しい防止に有効な施設がふえてまいります、いままです技術的にできなかったものができてまいりますといった場合に、逐次それを、設備指定の形をとっておりますので、追加していくことが問題でございます。制度と申しますよりは、むしろこの範囲をどこまでとるかということでございます。一例を申しますと、四十一年度の問題といたしまして、電気事業がやっております集合煙突を高煙突化したしまして、温度を上げ、スピードを上げて、排ガスの拡散希釈をはかるといった高煙突の分につきましての税法上の取り扱い等も、たいだいま大体私どもの期待に沿った線が措置がとられつつあるわけでございます。今後出てまいります新しい技術開発に基づきました防止施設につきましては、時を失することなく追加できるように努力いたしておりますつもりでございます。

それから、陳情書の中にございました、公害対策施設への投資に備えて、自己資金を留保できるように引き当て金制度を考えたらどうかという点がございまして、実は私も、このようなことをいままではよく然とは考えておりましたけれども、具体的に検討したことはございません。実はこの要望書の中で非常に関心を持つておられますか、新しい方向としてひとつ検討する必要がありますか、あるいはいかといった感じでございます。

それから融資の制度につきましては、御承知のように、公害関係融資につきましては、制度がや

や複雑な感はございませけれども、開発銀行、中小企業金融公庫、中小企業の高度化資金、それから新しく発足いたしました公害防止事業団も、今年度から一部個別の融資をやるようになっております。しかも今年度につきましては、従来の金利につきまして大企業、中小企業とも〇・五割ずつ貸し付け後三年間軽減するというを政府の政策として決定いたしましたわけでございます。今後公害関係の融資につきましては、これが円滑に実施できるように、なおかつと検討をこらすべきものが多々あるかと存じますので、先生のお話のとおり、企業側が期待しておりますことにつきましまして、通産省といたしましても極力努力をいたしたいと存じます。

なお、技術開発の点でございますが、これは工業技術院の院長がいらっしやっておりますけれども、国が中核になって公害防止技術の開発に努力するということはお説のとおり必要なことであると思っております。これは工業技術院の傘下の各試験研究所におきまして、広範囲に有効だと思われる研究アイテムをそれぞれ進めておるわけでございます。ただいまのような状況でもございまして、なお一段と努力することは当然でございますし、また民間が技術開発をいたす面につきましまして、かかるべき助成は十分考えなければいかぬと考えております。

大体さようなことでございます。

○荒巻説明員 公害対策につきましては、総合的に検討してまいる必要があらうかと存じておりますが、たとえば、ただいまお話のございました大気汚染の関係で申しますと、私の担当しております運輸関係におきましては、たとえば自動車の排気ガスの問題、それから工場の大気汚染対策といたしまして、四十一年度においては百三十万くらい予算がついておりましたが、四十一年度においてはこれを飛躍的に増大いたしまして、千三百万以上の予算を、調査研究関係でございますけれども計上しておるような次第でございますし、大蔵省といたしましても、総合的にこの公害対策

に力を入れてまいりたい、こういう基本的態度でございませ。

また、第二点の御質問の、これに対する税法上の扱い、それから金融上の扱いにつきましては、ただいま通産省の当局から御答弁がございましたとおりでございます。大蔵省といたしましては関係機関と緊密な連絡をとりまして、慎重に今後ともこの問題に取り組んでまいりたい、そういうふうにと存じております。

○岡田説明員 おおむね各省の答弁と一致いたしております。自治省といたしましては、各地方団体が現にばい煙防止のためにいろいろの測定等をいたしておる団体もございませ。それらをさらに一般化するよう努力いたしたいと思っております。なお、各県なり各市等で公害防止のためにいろいろと財政負担が時にかかっておるような例を見受けますので、年度末の特別交付税の配分にあたりましては、公害防止のためにかかった団体にたいしては、公害防止のためにかかった団体にたいしては、配慮をいたしてまいります。そういう方向で進めております。

それから固定資産税の非課税なり、あるいは減免等の措置につきましても、対象範囲の検討、その他なかなかむずかしい問題もございませけれども、耐用年数等も含めまして、極力前向きで考慮検討いたしてまいります。

全般的に公害対策につきまして自治省としても強く前進させたい、地方団体が関与する範囲等についても考えてまいりたい、こう思っております。

○丹羽(兵)委員 電力関係から出ております点について、もう一点だけきわめて簡単に尋ねておきたいと思ひます。

公害紛争の処理、これについては今後たいへん問題になってくると私は思うのです。でありますから、ここにもありますように、不幸にして地方と企業者との間にぐあいよく話がでなかつたときには、やはり公平な立場に立って、産業界も生かして、公害から住民を守るといふ点から、第三者の仲裁機関をつくって処理してほしいという――こ

れはいろいろと御意見もありませようが、こういうことも期待しておるようでありませけれども、それについて通産省はどう考えていらっしやるか、御検討いたされておるかということをお聞きしたいと思ひます。

○中川説明員 ただいまの丹羽先生の御意見、まことにそのとおりだと思ひます。問題は二つあるのではないかと私どもは考えておりました。一つは、実際に公害が発生しまして、それによって現実の被害が起こつて、その紛争をどうするかという問題であります。それから、御記憶に新しいところであらうかと存じます。たとえば沼津・三島地区のように、施設をそこへ置くということについて現地の方々と意見が合わないという場合と、二つあるわけでございませ。御承知のようにばい煙規制法等におきましては、調停の制度が実際に起こつた被害についての紛争処理の制度としてございませけれども、実際にはなかなかこれが働いたケースがないわけでございませ。そういう意味合いにおきましては実は私も、これは公害の範囲を少しく越えるかもしれませんけれども、たとえば保険制度のようなものによつて簡易な解決ができないだらうかというようにも考えておりました。私どものほうの産業公害部におきましては、保険小委員会を設けて、そういうことも検討しておるわけでございませ。

点は多々あらうかと思ひます。それから沼津・三島の場合におきましては、御承知のように、私のほうと厚生省のほうと共同いたしまして、黒川先生を団長とする通称黒川調査団というのを現地にしまして、純粹に第三者的あるいは客観的な立場から石油の設備を置いていかどうかということ調査していただいたこともあります。四日市につきましてもいたしたような状況でございませ。こういう機関と申しますか、こういう制度の活用というものを時に応じて考えなければいかぬのじゃないかというふうにと考えておりました。たいへんむずかしい問題でございませ。ただいまのところ、この解決が最もいいのだというふうな成案は持っておりませんけれども、絶えず今後検討を加えていきたい、かように考えておりました。

だ、公害の事象と申しますのはたいへん複雑な形が多ございませ。たとえばこの前当委員会でも御意見が出ておりましたように、交通事故の場合の簡易な裁判と申しますか、即決的な措置がとれないかという御意見に對しまして、当委員会の参考人としておいでになっておつた東大の加藤先生がお答えになっておりましたように、司法制度上の司法救済の問題といたしましては、定型化してないこの公害問題につきましてもの処置はたいへんむずかしいございませ。これは保険につきましても同様でございませ。なかなかむずかしい問題を持っておりませけれども、円満なる解決をはかるという意味合いにおいて、なお検討すべき

府もそうだとおられるようなお考えのようでありませ。それにつきましても、やはりこの重油の低硫黄化の設備というものは非常な金がかかる。これは大事なことやらなければならぬが、なすためには非常な金がかかるので、こういう点をひとつ国民のためにも企業のためにも考えていただいたというので、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)まで出しておるので、これは先ほどの自動車、電力に關係したことも重複しておるようございませ。一応せつかくこうしたいことを願つて、一日も早く低硫黄化していききたい、こういう熱意を持って委員長を通じてわれわれに要請しておるのですから、同じようなことに触れる、同じ關係のものもありませようが、一応一体になって考えて

いくという立場からも、この点について低利資金の融資あるいは外資の導入とか、あるいは償却資産の免税等書いてあります。これについてもお手元にありましようから、ひとつこのように御努力願ってお承りおきたい。

そしてなお、先刻も御答弁ございましたが、国産技術の開発もあわせていきたい。これはひとつ国家的な見地に立っても十分御配慮願いたいということをお願いしておりますが、こうしたことは、やはり業界が前向きに努力しておる姿勢からいって妥当であるかどうかという点も、ひとつあわせて御答弁願っておきたいと思ひます。

○中川説明員 本件につきましても、先ほど電気事業につきまして申し上げたのと同じ考え方、姿勢で、こういう技術開発あるいは実用につきましてもの進歩ができるように考え、検討したいと思っております。ただ、電気の場合と違ひまして、重油の脱硫の問題は、ごく新しくアメリカの方法等がわかってきたという状況でございますので、この要望書に書いてございますようなことは、私ども方向としては正しいことであるし協力しなければいけないと考えておりますが、具体的にどのような問題が出てまいりますか、今後石油連盟等とも連絡をとりまして、それぞれ検討を続けて対処したいと考えております。電気の場合と違ひまして、外国技術の導入問題、したがってまた外資導入問題等も出てまいるかと思ひますが、同じような気持ちで公害対策という立場に重点を置きまして、金融その他諸般の措置についてどううをいたしたい、かように考えております。

○丹羽(兵)委員 最後に、自動車工業会のほうから出ております点について、ほとんど同じようでございますけれども、これらとて非常な努力をしておる「自動車排気ガスの公害防止対策に関する要請」として出ておられる中の措置について、二番目の「公害の基礎的調査研究に対する要請」、これは現在私は十分研究がなされ、行なっておられると思っておりますし、また私どももその点については努力しておりますから、お尋ね

する要はないと思ひますが、その中の二番目のところに「官庁研究機関の連携強化、政府の研究機関を強化し、緊密な連携をはかられたい」ということが出ておる。これはもういろいろの行政の中にこういう点が見受けられる。先日来皆さんにお越しいただいて聞いておりましたも、各省の考え方に少々食い違ひがある。この委員会の中の食い違ひは、これはすぐと調整ができることで、時間を要するようなことでないのではありませんかと、これが一つの企業の中に入つてまいりますと、これはたいへんな問題になってくると思ひます。だから指導する官庁、監督する官庁機関の連携強化というものは今後行政の上においても、産業、企業の上においてもこれは非常な影響を及ぼすのでございますから、これは注意をしていただくと同時に、こういう一つの決議案をつくるについて、われわれが事前にあなたの方の意見を聞いたのでも、ちよちよい食い違ひがあるのですから、これは業者としてはもつともない言ひ分だと思ひますが、その点今後どのように考えていらっしゃるか、この機会に聞いておきたいと思ひます。そういうことのないようにしていただきたいという要望をしつ御意見を聞いておきたいと思ひます。

それから三番目の「排気ガスの公害防止の開発に対する要請」につきましては、先刻来出ておりますので、御答弁ありましたからお尋ねは省略させていただきますが、ただ一つ、工業所有権の相互利用、これはたいへんむずかしいことのように思ひますが、これもやはり大きな意味の産業開発から考えますれば、当然今後は考えていかなくちやならない問題にもなるし、一面また、自分の権利の侵害ということにもなる大きなことで、そう簡単にはケリはつかないだろうが、しかし、これを進めるぐあいによつては、いま申し上げたように日本産業の開発には大きな力になってまいりますので、この点を承つておきたいと思ひます。

なおまた四番目の「排気ガスの公害防止に対す

る総合的対策推進」として、つくるほうの側ばかりでなく、使用する側の立場に立つて、道路の拡張とか、交差点を立体化してくれとか、私ども自動車に乗つておりましたも、系統的な信号のないがためにとまつてばかりおる不愉快な感じ、こういうこともやむを得ないことかと思ひますけれども、これらについて、これは一つは建設省であり一つは警察庁の関係になるかもしれませんが、やはりつくつたものを最も効果的に使つていくということと、それによつて公害が大きく発生するとうような面からいって、それぞれお打ち合わせなさつたようなことはあるのか。あるいはまた、あるに違ひないと思ひますが、これらについてもそれぞれ、さきに私が申し上げましたように関係官庁と十分連絡をとつて解決しようとする努力をなさりつつあるか、ひとつ承つておきたいと思ひます。

○佐々木(義)政府委員 お話のように公害対策の問題は、公害を発生する原因も多種多様でありまして、また被害を受けた被害者と申しますか、その側にも態様あるいは範囲、量等いろいろ問題がございまして、一カ所でこれを処理するというにはあまりに複雑多岐でありますので、ただいま各省それぞれ自分の所管事項に關して推し進めておりますけれども、段階をいたしましては、総理府に公害対策推進連絡会議というものを設けまして、総理府でこういう問題の総合調整並びに施策の推進にたいだいま当たつておる段階でございますが、参議院のほうでも、公害対策委員会がこの責任官庁の問題がたいへん問題になりまして、それぞれ総理府長官あるいは通産大臣、厚生大臣、官房長官も呼ばれて、ずいぶんこの問題を問ひ詰められました。今後さらに基本法というふうなものがございますれば、こういう問題もおのずからつきりすると申しますか、責任分野を明確にし、同時にまた総合調整をやる体制も整つてくるかと思ひますが、ぜひ、もう少し総合調整の必要があるような制度と申しますか、そういうものが必要かと存じます。ただいまの段階では、ただい

ま申し上げましたように総理府でこれをやつておるといふか、進んでおります。新しい問題も次から次に起こつてまいりますので、なごなごなむずかしい問題でありますから、ひとつできるだけばらばらにならぬように進めたいというふうな考えを申して、せつかく努力中でございます。

○中川説明員 公害防止上の有効な装置の工業所有権についての相互利用についての御意見がございました。公害問題といたしましては、解決いたすために、有効な技術がございましたときに、これを広範に使用させたいということは当然のことでございます。アメリカでもさうなことをやつておつたということも、この前参考人のほうから話を聞いたわけでございます。現行の特許法におきましても第九十三条に、公共の利益のための通常実施権の設定の裁定という条項がございまして、特許発明の実施が公共の利益のために特に必要である場合には、その発明を実施しようとする人が、通産大臣の許可を受けて、特許権者または専用実施権者に対して通常実施権の許諾について協議を求めることができる。そしてその協議が成立しなかつたとき、また協議をすることができないときは、その実施をしようとする人が通産大臣の裁定を要求することができるというところがございます。法律的には手段はあるわけでございます。実際の運用につきましては、重工業局が中心になりまして、有効な防止技術を広く適用させるようにというところにつきましては、業界と連絡をとつて十分実施をいたしていきたいと思ひます。

○丹羽(兵)委員 私は、先回参考人からいろいろと公害をなくするための方法、また業者としてどのように考えておられるかという意見を徹した上にも、どういふことを国としてまた地方公共団体としても努力すべきかという、こういう資料をちよちよちいただいたわけでありまして、それについて一々お尋ねして、政府のお考えを聞きまして、こゝに意を強くしたのでありますけれども、先刻厚生政務次官の言われましたように、もはや産業公

生公害

害というものは、企業が悪いとか、あだとかこうだとか言って責任のなすり合いをしているときではない。すでに社会問題となつて、国民の健康をいかに守るかという重大な問題になつてきたのであります。一面においては産業のものになる大きな事業があるし、これは育成していかなくちやならぬ責任がある。こういうことから考へて、検討しておるといふ面もありましたが、ただことばの中の検討は、企業も育成して行くのは当然であるけれども、そのことが特定の者に利益を与えるという小さな考え方を守つていくのだ、これはもう社会問題として国家にも責任がある、地方公共団体にも責任がある、こういう立場に立つて私はこの問題の解決に努力をしていただきたい、誠意を示していただきたい、こういうことを要請しておきます。ただいままでのように、その原因がどこにあるか、その負担はどが持つのだというふうな、そういう点ももちろん検討はしてもらわなくちゃならぬが、もっとそれよりも高い次元に立つて、国民の健康を守つていくのだ、そうしてそのためにはできるだけ公害を防止して行くのだ、国民の福祉、国民の健康を守るためからいって大きな国の責任があるという立場に立つてそれぞれお考えをいただきたい。こういうことを強く要請いたします、私の質問を終わらせていただきます。

たします。

○中井委員 この問題につきましては、この前の参考人のときにも、私は、どれぐらい負担されておりましたかと聞いたら、東電の常務取締役が答弁をされたが、具体的な数字はあげられなかった。ちつとも巨額じゃないと私は思つておるので、先ほど丹羽さんからは非常に常識的な、どがどういうものを負担するということについてもう議論をしていく段階よりも、むしろ各機関が率先してやるべきであるという御意見がありました。ごもっともであります、それにしても、どうも私望望書を見ましてあまり感じがよくなかった。具体的にはそれじゃ何をしているのだということになると、たとえばいま計画されておりますことは、本日ここに見えておる工業技術院の馬場さん等がおやりになつておるもの、あるいはそれと関連をしておるもの、二つとも政府から相当額の助成金が出ておる。失礼だけれども、出るまでやらない。年間何十億という収支をやつておる電力会社が、一歩にしても十億を突破するくらいなことをやつてもらわなければならぬが、何もやつておらぬ。何が巨額で何が投資であるか、これははっきりさせてもらいたいと思つておる。

それからもう一つ、その中で非常にもつともらしい、いいような案があります。それは四ページに、「自己資金を留保でき得るよう公害対策に関する引当金制度並びにその税法上の特別措置を考慮されること」、中川君からもいま答弁があった。近く起こるべき、将来急増する公害対策の投資に備えて、これは非常にいいことです。いいことですが、ここにもそのしつぱを出しておると思つておる。これまで使つていなかったのですから、これから政府が公害基本法をつくつて、やれといえどもやらなければならぬからというものが一つ。もう一つは、公害に金を使うことは経費の乱費のごとく考へておるのではないか。これこそ経費なんです。公害に金を使うことこそ経費なんです、これは利益金から回そうという考へ方、一般の経費として使うのはもつたいなさ過ぎる、利益金でできたそれを留保しておいて、何かおためごかしに使おうという考へ方が私はあると思つておる。どうか、こういうもの考へ方を改めてもらわなければ困ると思つておる。通産省では公益事業局で監督されておるので、電力についてはかなり具体的なことをやつておられるのですが、考へ方は一応もつともらしいけれども、公害に関する出費こそ第一義的な経費だと私は思つておるので、それは出さずべきではないか。雑費みたいなものだ、だから、できれば利益金から回すという、こういうもの考へ方を、私はこれこそ政府が改めてもらいたいと思つておる。ちつと、いまの話は半分だから、三木さんじゃなくて中川さんから……

三木さんがおいでになりましたので、二点。この委員会は公害問題でいろいろと、この間からいけばほんとうに超党派的といひますか、各党の委員とも連携をとつて、ほとんど対決的な議論の性格だらうと思ひますが、議論をしております。結論するところ、何かやはり担当大臣というか、責任の所在というか、その責任を追及する意味は、行政を行なう場合に非常に差しきりになつておるのじゃないか。あれが悪い、これが悪いというのじゃないか。あれが悪いのだというところが非常に差しきりになつておる。厚生省の諸君の議論を聞いておられます、これから十分調査をして、病人が何人出るからやるといふようなことを言つておられますが、やはりわれわれの議論といたしましては、公害の原因を排除するということになつてくる。原因を排除するということになると、やはり通産大臣とか運輸大臣とか、そういうことになつてくる。この三月ばかりの討論の中で大体みんなわかつておる。初めばつとこの問題に取り組みますと、それは厚生大臣だ、こうなるのですが、いよいよといふことになると、これは予防措置でありませんと、病気になるから直すのじゃと追つつかをどうしても決定をしなければいけません。決定をした場合に、それがやはり直接の手足を持たなければいけません。これを非常に感じるわけ

○中井委員 先ほどから丹羽さんがお尋ねになつておりましたことに関連をいたしまして、三政府の意見を聞きたいのでありますが、この間の電力協議会、石油連盟その他の陳情書によりまして、まず中央電力協議会は、陳情書の中で「年々巨額な投資と経費を負担してきております」と書いておるが、幾らくらい彼らは負担しておるのですか。これをちつと、わかつておればお知らせ願ひます。

○中川説明員 ただいまは数字を持っておりませんので、後刻集計いたしましたして御報告いたします。

○中井委員 いまの中川君の答弁は、君は株式会社社長の経理を知らぬから、ややとんちんかんな答弁である。私の言うのは、引き当て金などということをして、金をためておいてその金でやるというのじゃないか、公害対策なんといふものは第一次の経費でやらなければいけません。大きな投資についてはこれは改めていひます、そういう意味のことを言つておる。その考へ方の問題を言つておるので、将来の問題についてひとつ参考にして聞いてください。私は公益事業局長に来てもらつて、この問題で議論をしたいと思つておるが、きょうは時間もありませぬからこれ以上いたしません。

○中井委員 いまの中川君の答弁は、君は株式会社

○中井委員 先ほどから丹羽さんがお尋ねになつておりましたことに関連をいたしまして、三政府の意見を聞きたいのでありますが、この間の電力協議会、石油連盟その他の陳情書によりまして、まず中央電力協議会は、陳情書の中で「年々巨額な投資と経費を負担してきております」と書いておるが、幾らくらい彼らは負担しておるのですか。これをちつと、わかつておればお知らせ願ひます。

○中井委員 先ほどから丹羽さんがお尋ねになつておりましたことに関連をいたしまして、三政府の意見を聞きたいのでありますが、この間の電力協議会、石油連盟その他の陳情書によりまして、まず中央電力協議会は、陳情書の中で「年々巨額な投資と経費を負担してきております」と書いておるが、幾らくらい彼らは負担しておるのですか。これをちつと、わかつておればお知らせ願ひます。

○中井委員 いまの中川君の答弁は、君は株式会社

○中井委員 いまの中川君の答弁は、君は株式会社

○中井委員 先ほどから丹羽さんがお尋ねになつておりましたことに関連をいたしまして、三政府の意見を聞きたいのでありますが、この間の電力協議会、石油連盟その他の陳情書によりまして、まず中央電力協議会は、陳情書の中で「年々巨額な投資と経費を負担してきております」と書いておるが、幾らくらい彼らは負担しておるのですか。これをちつと、わかつておればお知らせ願ひます。

○中井委員 先ほどから丹羽さんがお尋ねになつておりましたことに関連をいたしまして、三政府の意見を聞きたいのでありますが、この間の電力協議会、石油連盟その他の陳情書によりまして、まず中央電力協議会は、陳情書の中で「年々巨額な投資と経費を負担してきております」と書いておるが、幾らくらい彼らは負担しておるのですか。これをちつと、わかつておればお知らせ願ひます。

○中井委員 いまの中川君の答弁は、君は株式会社

○中井委員 いまの中川君の答弁は、君は株式会社

すが、いかがですか。実力大臣としての答弁をひとつ……。

○三木国務大臣 これは実際、公害問題というのは大問題だ、これについて実際やっかいなのは、一つの担当といっても、いま言われたように原因を除去しなければ、ただ抽象的にもいけない場合があるわけですから、どうしてもやはりこれは各省各省いろいろな分野において公害に関連をする。だから各省の立場立場で、公害というものを対してもっと各省間の連絡を緊密にして公害対策を立てるといふことが実際的でないのでしょうか。たとえば担当大臣に私がなりましても、またほかの厚生省、運輸省もいろいろ関係があるし、やはりこの問題は非常にまたがるわけですね。だから、各省にまたがっておるこの公害対策を進めるについて、またがっておる事実、この事実認識の上に立って、もっとやはり緊密に連絡のできるような仕組みのほうが実際のなんではないかという感じがいたしますが、いずれにしても、これはやはり政府でも大問題だと思ふ。これは個人ではどうということもなかなかできにくいようでありますから、今後公害の防止あるいは公害対策も含めて、この問題を強力に推進するためには、いまの機構の問題も含めて私は検討することをお約束いたします。

○中井委員 いまのように、各省の連絡を緊密にするという意欲はよくわかりますが、実際それでやってくるべきなかつたということですから、私はもう公害委員会とか、そういうようなことさえ頭の中に描いておるのです。メンバーは各大臣、それで副総理格の委員長をきめて、一月に一回とか半年に一回じゃだめですよ。この間も安井君が来ましていろいろ問答をしました。問答をしたあくる日、新聞に大きく出て、次官が集まってやる、それじまいだ。それではいかぬ。やっぱりその下にたとえ十人でも二十人でもきまされたスタッフを持って、それが各省に公害に関する限りは命令権というわけではないのだけれども、ほとんどそれに似たようなものを持つ。各大臣とつながってや

るといふのでない、私はできないような気がします。これは私の意見だが……。

それから出る結論として、政府はもうはなはだ怠慢ですね。これまで非常に怠慢で、一つの例は、あなたに私、この間廊下でちょっと申したが、油による海水汚濁防止に関する条約ですね、これはだんだん聞いてみると、農林省は一番怠慢だ、被害を受けておりながら知らぬ顔をしておる。各省とも異議がないんだ。そう異議はないが、結局運輸省におきまして技術的にちょっとむずかしいとか、予算が取りにくいとかいふこと、その予算が幾らかといえ、百億にもならないといふふうな非常なつまらぬことでひっかかりを持って、実はこれは醜を世界にさらしておる。日本の船が外国へ行ったら、みんなその規制を受けていますから、大きな船は全部その施設はちゃんと持って六十マイル以上で油を流しておる。日本へ帰ってくる、というようなことです。これはほんとうにしつかりしてもらわねばならぬが、それにつきましても、二回ありますが、この間から自動車排気ガスの中に一酸化炭素がたくさん入っておる、これが非常に悪いというので、通産省のあなたの下僚が大いにハッスルしまして、ことしの九月から新型車は三割、けつこうだ。私もこれもこれはあとで自民、社会、民社共同で決議をさしてもらいますが、それは法律でやるのかといえ、法律じゃない、型の許可、認可手続上のことでそれを押えることができる。そういう形の中から、電力会社のいまの発電所なんか、公益事業局で許可、認可をやっているのですから、そこでもっと公害問題についてきちっとそれをばきりした条件にしてやるということになれば、いまのような問題はだいたい行政措置で防げる。私も公害基本法というものを考えておる。政府もお考えのようであるが、そこへいかなくてもやれるといふことがまだ相当ある。どうですか、いまの発電所の設置等につきましての考え方……。

○三木国務大臣 お説のように、実際許可、認可の場合に、こういうものは公害をできるだけ

完べきというわけにも事実いかぬでしょうけれども、できる限り公害を防止するための努力は企業の社会的責任だと思ふ。そういう点で、今後通産省が認めるような事業に対しては、厳重に公害の防止に對して最善の努力をするといふことを条件にした認可を与えようという考えでございませう。

○中井委員 これで最後ですが、いろいろここで討論の結果、日本は御案内のとおり人口はなはだ稠密であるし、地域は狭いし、風光明媚である。これを残しておくにやならぬという意味で、例の猛烈な石油産業の発展に関連をしまして、最近の硫酸の亜硫酸ガスの問題、いま日本が買っております油は、不幸にしてそういう地勢であるにもかわらず、日本資本のアラビア石油が一番硫酸分が多い、世界でも一番多い。これはやはり買わねばならぬという、この二者相反するような非常なジレンマにおちいつておる。したがって、脱硫する、原油から硫酸分を取るといふことが、日本の石油化学の発展のためにも、また、もとより公害防止のためにも、緊急最大の関心事ということになっていくわけですね。そのための装置としましては、いま煙突の煙から取るというのと、重油そのものから硫酸分を取る技術的なものがある。その重油そのものから硫酸分を取ることは、アメリカで二、三の成功したものが出ておる。出光が山口県でこれをやろう、こういうことになって、先ほどの自動車の排気ガスの規制は、通産省と関連があるが、実は運輸省なんかの問題ですが、この脱硫の問題こそ、通産省の緊急の必要事だと私は思うのです。このことにつきましては強力な行政措置、予算措置その他猛烈にやる。私も、あなたの下僚の皆さんといろいろ討論いたしておりますと、何としても長年の習慣によりまして、先生それは三年かかる、なぜかかるんだ、予算を取るのとは二年だと言いますから、すぐ取ったらいじやないかという意味における行政力だな、これを今日ほど要請されていることはないのですが、どうですか大臣、これを思い切つてや

て、世界でもあまり行なわれておらぬ、しかしこれは日本がやるべきである、こういう意味でひとつあなたの決心を伺つて、あなたに対する質問を終わります。

○三木国務大臣 御指摘のように、日本は中近東の原油に八五割ぐらい依存しておる。そういうことで硫酸分が多い。これについては、御承知のように今年度から技術開発で大型プロジェクトの開発ということ、これを第一に予算を取つたわけですが、これはまだ研究段階でもあるわけですから、これは役所としてはある数年の予定を組んでおりますが、各地において石油コンビナートなんかの工場が建設されていく現状にかんがみて、この速度はできるだけ早めて、予算も相当にこれを増加して促進をいたす覚悟でございませう。

○中井委員 それにつきましても、もう一ついふに、原油の水素が非常に高いというふうなことも問題になっておる。それから非常に金がかかりますと言いますが、電力会社で使う重油を全部公害を一応排除するという形にまで硫酸の含有量のパーセンテージを落とすためには、ざっと計算して、アメリカのドルを日本の円で換算するような、そんなざんざん計算のしかたなんです。年間百六十億といわれている。だから、分けてというふうないろいろ考へる。しかもそれをめんどりに思ふに思ふ。ですから、各業者からの陳情書を見ますと、それが非常にたいへんなように書いてある。それに対する政府の補助や研究のしかたも、もうそれはもう急にはできないものだとおる。ここに私はこれまでやってきた日本の政治の一つの何か盲点というふうなことを感じます。ぜひひとつそういう意味で、私はこれまでの政府のやり方の怠慢をたびたびこの席でも論じましたけれども、それはもう論じたとして返らぬ

で、世界でもあまり行なわれておらぬ、しかしこれは日本がやるべきである、こういう意味でひとつあなたの決心を伺つて、あなたに対する質問を終わります。

ことですから、将来にわたっては大きいやっつていただくたい。私はこれを最後に重ねて要望しておきます。

○野間委員 関連。きょう珍しく大臣が当委員会に見えまして、基本的なことをちょっと聞いておきたいと思うのです。

実は、いままでも自動車の排気ガスあるいは亜硫酸ガス対策で論議が続けてきております。それで、自動車にしても、あるいは火力発電にしても、いま当委員会が希望をしている浄化装置あるいは規制、そういう問題でも、それぞれ技術開発あるいは産業の能力と申しますか、そういう点で問題がある。したがって、直ちに必要なんだけれども、それは無理があるという点から、国の援助が必要ではないかということになってきたわけですね。私も、政府が援助しなければならぬ状態にあるという事はもう認めます。それは異存がないのです。異存がないのだけれども、そもそも公害という問題での最終的な申しますか、第一義的な責任はやはり企業にあると思う。これは原則で、(「わかり切ったことだ」と呼ぶ者あり)いままわり切ったというように言われるのですが、当然なんですね。そこで、この第一義的な責任がある企業に対して、公害という問題が起きてきて、政府が援助をしなければならぬ部分がある。私は前提として、政府が出資をするなりあるいは負担をして公害対策に取り組む。つまり援助をする部分は、技術の開発であるとか、たとえば自動車の排気ガス、エンジン等をどうするとか、あるいは脱硫装置をどうするとか、そういう技術を開発する部分については、これは国が行政の指導をする部分として必要なんです。したがって、それは国が自分みずから研究所を持つたりしてやる必要がある。それは十分でないけれども、やっております。今度は一歩進んでいって、それをどう取りつけるかという問題になってくると、これはやはり企業のほうでも研究開発が必要だ。それをどう取りつけるかという問題、これは第一義的な責任が企業にあると思うのです。まあこれが私の前提

であります。いま問題になっております三つの業界からそれぞれ援助の問題が出ておりまして、丹羽先生から御質問がございまして、政府から答弁がございましたが、その答弁の中で、どうもその辺がまだ明確でないような気がする。ですから、政府の責任はどこにあるのかということをもう一回はつきりしてもらいたい。

それから、もう少し具体的に、たとえば自動車業界を例にとつていただければ一番わかりやすいのですが、一番問題の——これはちょっと大臣に見てもらいたいのですが、「自動車排気ガスの公害防止対策に関する要請」というのがあります。これの二枚目に「関係部品の生産を担当する部品工業の大部分は中小企業であり、その生産体制、技術開発等の現状よりみて、急激な規制の実施は、種々の混乱が予想されます。」とあります。これはそうだろうと思う。そこでそれに対する対策はどうするのかという点で、要望として一番具体的なのは三項なんです。三項に「排気ガスの公害防止の開発に対する要請」として、第一番目に、自動車部品のメーカーに対して特別の融資を考慮してもらいたい、こうあります。それから税制上の優遇措置が第二番目にあげられている。これはもう直ちに金の問題になってくるわけですね。たとえばそういう部分について政府はどの程度まで責任を持って措置しようとするのか、現政府が政府の責任としてどこまで分担してきたのか、それをもう一回はつきりしておいていただかないと、あとの決議の内容がはつきりしないのです。

○三木国務大臣 私、御指摘のとおり、やはり第一義的責任は企業にあると思う。だから企業が工場を新設する場合には、公害の社会的影響というものを考えて、それを処置する責任がある。それだけのやはり社会性というものを今日の企業は自覚せなければならぬと思う。ただ、いま御指摘のような技術開発のような問題は私企業だけではやれないですから、政府が脱硫の研究についても

今度取り上げたわけですね。これはもう全額国庫の負担でやろうという研究で、いまままでの研究体制としては画期的なものであることは御承知のとおりであります。今年度は十億くらいしかついでおりませんが、これは将来ふやして相当な金額に、四つばかり選んだのは三百億くらいの金が研究費として要ると考えております。これは概算であります。こういうことで技術開発は政府がやらなければならぬ。ただし問題は、いろいろな既設の工場があるのです。これからの新設の工場というものは公害に対する十分な配慮がなければならぬ。いろいろないままでつくっておる工場は、公害というものがこれだけ社会的な関心、社会的な問題を投げかけないときで、少くも少くもであったわけですから、そういう既設の工場に対しては、厳重な規制ということになってくると、なかなかやはりやっかいな問題がいろいろ起ってくる。ことに中小企業の場合はそうだと思う。今度機械工業振興臨時措置法の中へやはり公害というものをいれて、そうして中小企業の公害の防止に対する対策に対して便宜を与えようということにしたのでございます。しかし、原則としては、いま言われたことに私は異存はない。ただし、そういう中小企業とか、いままでの既設の工場に対しては何らかの措置はやはり必要であるということでございます。

○野間委員 まあ大体そういう答弁だろうと思っておりますが、そこで先ほど丹羽先生のほうから御質問がございまして、これに對して中川さんからお答えになったのですが、きょうのお答えとしてはそうだろうと思うのですが、それでいま大臣が答えられた内容ですね、それをこの要望書に対してどういうふうにあらわしていいのかという点は、中川さんのお答えになったのだけれども、これにはちゃんと具体的に要望として、税制がどう、そうすると、税金がどのくらいということになりますね。それから融資はどう、融資はどのくらいになるというように金額的に出てくると思うのです。もう少し具体的に、その点についてはお答えがない。ちょっと無理だと思っておりますけれども、ですから機会を見て、この三つの要望書に対して政府の責任がどこまであるのかということが具体的に金で出るのです。そういう具体的な政府のこの要望書に対する対策として、どの程度まで金額的に見れば、税制でどうするということまで国が見られるという点について、もう少し具体的な数字をあげた資料をつくっていただいて、委員会に提出していただきたいというふうに思います。

○井手委員 肥田次郎君。以上で終わります。

○肥田委員 私は、大臣の時間の制約もあるようですから、実はそれに協力をして、質問はこの決議が済んだあとにしたい、こう思ったのです。しかし、その内容はこの決議に關係がありますから、簡単に私の考え方だけを申し上げて、大臣にその点についての考え方を承っておきたいと思っております。

それは、簡単に申し上げますと、いま公害の中で亜硫酸ガスに關係する問題で一番大きな關係を持つておるのは重油を使用する火力発電所だと思っております。先般も参考人の意見を聞いておりましたら、これに対する認識がいささかわれわれと違ふようであります。したがって、この亜硫酸ガスの排出防止に關する問題の中で、火力発電所の発電容量の一方所に集中する量について何らかの新しい制約が必要であるのではないかと私は考えておるのであります。それから、特にそうしたものと関連をして、施設に及ぼす關係ももちろんですが、このことについては専門家がおられるようです。それからあとで議論をしてみたいと思っております。これを抜きにしてこの亜硫酸ガスの排出防止ということが決定せられるとは私は考えません。で、当然そういうものについても及ぼし得るんだという考え方を大臣に承っておきたいと思っております。

○三木国務大臣 技術的な点に触れますので、公益事業局のほうからお答えいたさせます。

○藤波説明員 やや技術的な問題に關連いたしませんので、私からお答えを申し上げたいと思ひます。

先般の参考人の陳述の際にも御質疑があつた点に触れられてゐる問題であろうと存じますが、火力発電所の一方所の規模につきましては、公害防止上の観点のほか、電力系統運営上の観点、あるいは港湾とか用水の問題、敷地面積の問題等の立地条件が勘案されてくるものであるわけでございますが、電力系統運営上の観点から申しますと、ほかの条件が許せば将来三百万キロワット程度までのものが計画されるものと考へております。公害防止上の観点から申しますと、具体的環境条件と、それからその発電所が具体的に何を行います公害防止施設とか対策なりというものと、關連におきましてケース・バイ・ケースに慎重に審査検討いたしました上でチェックされるべきものだと思います。必要があればその観点からの規模の制約というものも考へなければならぬ場合も出てくるかと考へております。

○肥田委員 いまのような答弁になると、ちょっと時間がかかるのです。それで私がそういう意味で重ねてお伺ひしたいのは、あなたは一地域の発電容量は三百万キロワットアワーを限度にした、こゝう言われる。この前の東電の何とかという人もそう言つておりました。こゝに問題があるから、この点については、この立地条件というものと公害上の対策という關係とをにらみ合わせて、三百万キロワットアワーというのは百万キロワットアワーにも下がり得るんだという考へ方を大臣に確認していただきたいと思ふのです。現在の一方所の発電容量というものは百万キロワットアワーをあまりこえていないでしょう。私はいまこれを規制しようとは言わないけれども、しかし、続々継続発電設備をやつておるところが二百万キロワットになり三百万キロワットになるといふようなことは大問題だと考へておる。いま公害の亜硫酸ガスの一、二番大きな問題は発電所の重油使用から出ておるでしょう。それを三百万キロワットアワーも

同一個所で発電をするということになると、これはそのままほつておくわけにはいかなないのであります。本質的な意見の相違なのです。ですから公害上の問題が考へられて当然規制し得る。私の考へておるのは三百万キロワットアワーでも二百万キロワットアワーでもない。そういう点について大臣のお考へ方を聞いておけば、私はこの質問を一時打ち切つて、あとで本質的な問題についてその議論を深めていきたいと思ふのであります。

○三木國務大臣 脱硫の装置といひますか、その技術が開発されてこつた問題が解決されれば事情は違つてくると思ひますが、現状においては、あまり集中的に重油の火力発電ができるということとは公害上の大問題を起すので、これは立地条件、公害等の問題ともをにらみ合わせて今後の火力発電の設置については十分慎重に検討を加へることになつたと思ひます。

○井手委員長 この際、奥野誠亮君から自動車排気ガス規制に関する件について、中井徳次郎君から亜硫酸ガス排出防止に関する件について、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。奥野誠亮君。

○奥野委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、自動車排気ガス規制に関する件について決議をされたいとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。
自動車排気ガス規制に関する件(案)
自動車排気ガスによる空気汚染は、国民保健上看過できない重大な問題であり、さらに最近における車輛激増の実情にかんがみ、政府はすみやかに左記の規制措置を講じ、嚴重に勵行すべきである。
一、本年九月から販売される新型車(特定の車を除く。以下同じ。)には、エンジンの改造により一酸化炭素の濃度を三〇以下とするこ

二、明年九月から販売される新型車は一酸化炭素の濃度を二・五以下、その他の新造車(特定の車を除く。以下同じ。)は三〇以下とし、その後はさらに二〇以下を目途に引下げを図ること。
三、整備基準を強化し、明年九月以降の定期点検の際、一酸化炭素の濃度を、その新造当期の三〇増以内とするこ。

なお、右の規制に伴ひ、技術指導体勢及び測定器の生産、プロバイガスの再燃焼装置について指導を強化するとともに、自動車部品メーカーの装置開発に特別の融資を行ない、併せて新しい原動機の開発及び道路改良、立体交差等公害防止の総合的対策を推進すべきである。

以上であります。この動議を提出するに至つた経緯等について一言申し上げておきたいと存じます。

近年における自動車の激増、排気ガスによる大気汚染、そこから都市における生活環境は急速に著しくそなわられてきているのであります。厚生省における排気ガスによる大気汚染の定点観測の結果に見ても、人命その他に与える影響は放置できない事態に立ち至つてゐると認められます。今日の実態は、さらに調査を推し進めて、その上に立つて対策というやうななまぬるい、緩慢な措置では済まされたいというのが偽らざる国民感情でもあります。急速に立法措置を講ずべしという激しい世論が醸成されつつあると言つても過言ではないと考へるものであります。このやうな状況にもかんがみ、当委員会でも、政府行政当局や工業技術院、公衆衛生院、労働科学研究所等の責任者に事情をただしてきたばかりではなく、言論界、学界、業界等からも二十人に近い参考人の出席を求めて検討を続けてまいつたのであります。その結果は、自動車の排気ガスによる大気汚染、その公害の防止は、もはや議論の段階ではなく、実行に移すべき段階にきているということでもありました。幸いにして自動車業界にあつても、排気ガスの公害防止について積極的に体制を整えていきた

いということでありましたし、私もまたその誠意を認めるにやぶさかではないのであります。同時にまた、この公害の防止は、自動車の渋滞防止のための道路の立体交差化等々の対策を総合的に進めていくことも必要なことであると思はれたのであります。

このやうな経過を経て委員会としてこの決議を行なうに至つたのであり、また、この決議を通じて政府を一そう鞭撻してまいりたいと考へた次第でもあります。

○井手委員長 中井徳次郎君。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○中井委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、亜硫酸ガス排出防止に関する件について決議をされたいとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。
亜硫酸ガス排出防止に関する件(案)
大気汚染のうち最も顯著な公害を与へている亜硫酸ガスの排出防止には、重油自体から硫黄を除去することが根本策である。すでに技術的に可能であることが明らかにされ、その国民の健康に及ぼす影響は経済性を克服すべき事態である。よつて政府はすみやかに重油脱硫の開発を行ない、四十二年度中に指導体勢を整備すべきである。
一方排ガス中の亜硫酸ガスを除去するため、政府は
一、火力発電所に対し、四十三年中に指導体勢を整え、四十四年から脱硫装置の設置に着手させること。
二、亜硫酸ガスを多量に排出する地域を指定し、すみやかに使用燃料及び工場立地の規制を行なうこと。
三、亜硫酸ガス等を排出する工場に対し、清浄装置の開発及び取りつけを強力に指導すること。
四、脱硫装置に対し、特別融資を行なうこと。

以上であります、この動議の趣旨につきましては、案文のうちに尽くされておりますので省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願いいたして、趣旨説明にかえる次第であります。

○井手委員長 この際、両動議に対し、吉川兼光君より発言の申し出がありますので、これを許します。吉川兼光君。

○吉川委員 私は、両決議に対する発言でございますが、私も提案者の一人でありますから、決議の内容について質疑その他をすることはありません。ただ、この際、一言しておきたいと思っております。これは、ただいまの両決議の説明の中にもありますことは、ただいまの両決議の説明の中にもありますように、公害問題は、最近特にその緊急性が要求されておられるのでございます。ところが、公害に対して、これを受けて立つてもいいように、企業方面において、若干のちゅうちょが見られたということは、決して私それを容認するものではないと思っておりますが、また立场上やむを得ないと思われる節もあるわけでありまして、私はここで声を大にしたいのは、いわゆる行政当局、特に事務関係の方面におきまして、ややとしますと、公害問題に対する熱意が薄いという傾向があるのとあります。最近の各省をのぞいてみましても、たとえば通産省のごときは、ここに大臣がおられるからちよつと言いくいこととありますが、三木大臣になってから、かなり通産官僚の公害に対する考え方が積極化してきたように思うのであります。私の情報に間違いがなければ、三木大臣が行くなり、公害問題は一番大事であるから、ひとつこれに対して通産省は積極的にやらなければいかぬということをお省内で言ったというふうには伝わっておりますのであります。日本の官僚組織は、大臣がものを言え、たいいていのがそれによって動くというのが、現実の姿でもあります。通産省においてすら、三木大臣になって初めてこの問題がかなり積極的に活発化してきたという姿であるのであります。私は、こういう点から、この決議を取り扱うにあたりまして委員長に特に一言申し

上げておきたいと思つて、発言を求めたわけでありませぬ。

従来委員会における決議といひますのは、御承知のように決議が行なわれますと、まずこれを議長に報告し、それから関係役所にこれをすすみやかに送付するという手続になっておるのであります。私は、この二つの決議に関する限り、このようないわばおざなりといったような従来の取り扱いはどうか。といひますのは、佐藤総理大臣も、公害問題に対して特に発言をしたことが新聞に大きく報道されたのは数日前のことでありまして、非常に関心を持っておられるのでありますから、この決議が行なわれましたならば、やがて閣内大臣のここに御出席の通産大臣、運輸大臣等から、政府の御意見をその御責任の範囲内において御発言になると思つておられるのであります。委員長におかれましては、与野党の理事の代表一人ずつくらいをお伴いになって、三人くらいでひとつ総理大臣にお目にかかつて、この決議の内容をこまかく御説明してもらいたいと思つておられるのであります。ただいまの趣旨の御説明の中にもありましたように、国民の側から考えますならば、もはや議論の段階ではない、調査の段階ではないということ、国民一般の世論だと私は思つておられるのであります。それらの点等につきまして、ひとつ責任のあります委員長の立場から、総理大臣に直接御説明をなさるべきである。

私は、決議が行なわれた後における本委員会のとるべき態度について一言発言をいたしておきます。

○井手委員長 ただいまの吉川君の発言に對しましては、決議が行なわれますならば、御趣旨を体してさよう取り扱いたいと思つておられます。

○井手委員長 これより順次採決いたします。

まず、奥野誠亮君外六名提出の自動車排気ガス規制に関する件を本委員会の決議とされたいとの動議について採決いたします。

本動議に御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井手委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。
次に、中井徳次郎君外六名提出の亜硫酸ガス排出防止に関する件を本委員会の決議とされたいとの動議について採決いたします。

本動議に御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井手委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

ただいまの両決議に對し、三木通産大臣、中村運輸大臣、佐々木厚生政務次官及び大蔵省荒巻主計官から発言を求められておりますので、順次これを許します。三木通産大臣。

○三木通産大臣 ただいま御決議になりました自動車排気ガス規制に関する件、亜硫酸ガス排出防止に関する件は、きわめて重大な公害問題に属している点でございますので、決議の趣旨が今後すみやかに実施されるように全力を尽くしたいと思つております。

○井手委員長 中村運輸大臣。

○中村(寅)國務大臣 自動車の排気ガスに対する規制措置につきましては、先般来申し上げておるとおりでございますが、この委員会の決議の趣旨を体して、なお一そう努力する所存でございます。

○井手委員長 佐々木厚生政務次官。

○佐々木(義)政府委員 両決議案の御趣旨を体しまして、所官事項に關しましては、できるだけ一生懸命努力してまいりたいと思つております。

○井手委員長 大蔵省荒巻主計官。

○荒巻説明員 大蔵省といたしましても、決議の御趣旨を尊重いたしまして、関係各官庁とも十分連絡をとり、全般的に両案件をよく検討してまいりたいと思つております。

○井手委員長 なお、両決議の参考送付等については委員長に御一任願いたいと思つて存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井手委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○井手委員長 引き続き、公害対策について調査を進めます。
ばい煙対策に關し質疑の通告がありますので、これを許します。肥田次郎君。

○肥田委員 それでは、先ほどの通産大臣への質問に引き続き、その内容についてさらに若干の質問を続けてみたいと思つております。

まずお伺いしたいのは、先ほどこのばい煙公害の問題の中で、発電所の関係で、いわゆる集中した高煙突によるところの高圧排出、こういう方式をとっておられるので、これで大体的な達したおるような、こういう発言の印象を受けたのです。しからば、これが全域的にそういう方向をとっておられるかという点、必ずしもそうじゃない。このことについて、将来の指導方法として、現在のまだそういう措置をとっておられないものについてはどういふ措置をとられるのか、この点をまずお伺いしておきたいと思つております。

○藤波説明員 先ほど私が申し上げた説明、ことばの不十分であった点が多かつたと思つております。で、若干補足して申し上げたいと思つております。

現在一カ所で大規模な発電容量というのは約二百万キロワット程度でございますが、先ほど申し上げましたのは、諸条件が許せば、電力会社としては、電力運営上はそれ以上のものも計画するであろう、こういうことを申し上げたわけでありませぬ。公害防止上の観点からは何万キロまでよろしいという一律の基準は実は立ちにくいわけでございます。その具体的な環境条件、公害対策施設の内容等によりまして、それ以上の規模であっても差しつかえない場所も多少出てまいりませぬ。また、逆に申し上げまして、現在の百万、二百万キロよりもっと小さい規模、五十万キロでも問題があるという地点も出てこようかと思つております。

で、そういう意味におきましてケース・バイ・ケースに、この対策も、また環境条件との関連において考えていかなければならぬ、こう申し上げたつもりでございます。

いま御指摘の、集合煙突にいたしまして排気ガスの量なりスピードなりを増しまして、あるいは煙突の高さを高くいたしまして、拡散効果をさらに増すといったことにつきまして、その環境条件との関連におきまして実施させておるわけでございます。

○肥田委員 そうすると、こういうふうな理解をすればいいのですか。発電所の容量はその立地条件に基づいてこの施設を認めていく、簡単にいうところいうふうな解釈してもいいわけですか。

○藤波説明員 かりに敷地の面積が非常に多量な、たとえば三百万キロ置けるような敷地があったといたしまして、公害防止上の観点から、先ほど申した観点からチェックいたしまして、問題があるところにつきましては、敷地がありましても、その設備容量は制限しなければならぬ、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○肥田委員 そこで、先般の東電の常務の話ですが、私はあのとき議論しようという気はないからこの問題はあまり深くやらなかったのですが、これはやはり電力企業家としてのもの考え方が主なんですね。だからそこに食い違いがあるのです。私は、特にこの点について政府当局の認識を深めておいてもらいたいというので、きょうこうして質問を継続してもらっているのですが、要するに、一カ所における発電施設というものが二百万キロになろうと三百万キロになろうと、これは確かにその地域にそれだけの需要さえあれば有利なことだ、これは企業として有利なことなんです。ですから、企業として有利なことをまず基礎条件にして、そうして公害対策というものが従になるような場合に、ああいう発言が出てくるのだと私は思うのです。ですから私はこの点を特に警戒をしたのです。たとえば、ここにこう

いう決議文の内容になっておりますけれども、し

かし、企業というものが主になれば当然公害対策というものが従になってきて、そして通産省のお役人ではどうにもこれを制限しがたいような結果になってくる、こういうことを私はおそれるのです。そういう点は、いわゆる公害対策というものは、わかりやすくいうと亜硫酸ガスの発生によるところの影響というものが常に基本条件に考えられて、そうして特に発電所のような場合にはその施設容量の認可をしていく、こういうことになるわけですね。

○藤波説明員 お話のように、火力発電所、特に重油専焼の火力発電所につきまして一番問題になりますのは、煙突から出る亜硫酸ガスの問題でございます。火力発電所の許認可につきましては、その点を最重点に検討しておる次第であります。

○肥田委員 そこで、先般私が資料要求をしたのですが、この資料は、実は私の要求したものの考え方に対して十分でなかったわけですね。先般私が要求した資料というのは、今日までの発電所の分類、いわゆる水力、火力、それから火力の中の石炭、重油、こういうふうな分類をしたものと、それから、どの地域にどれだけの容量の発電所があるか、こういう内容のものを要求したので、それから、さらに今後のいわゆる計画中の発電所の敷地、それから容量、こういうものを合わせたものを私は要求したつもりであったのですが、ことばが簡単であったために、総合的な四十五年くらいまでの発電施設の見直し程度のものしか資料はもらえませんでした。

そこで、あらためてこれはお願いしておきたいのですが、先ほど言ったように、日本の各地域におけるところの——水力はよろしいです、しかしまあせつかく資料があるのですから、ついでにそういうものも書き加えていただければ非常に参考になりますから、各地域におけるところの発電施設と容量、地名を入れてもらって、ひとつごめんどうでもお願いしたいと思うのです。特に私

がこれは必要だと思ふのは、東京湾の周辺に、先般もお三百万キロワットの発電施設を集中して

つくるような話もありました。あとから聞いてみると、一カ所に三百万キロワットアワーじゃありません。こういうことでしたけれども、疑わしいから、そういう点で現在東京湾周辺に何カ所の発電所があって、重油、石炭、これだけの区別で、それぞれの発電容量というものがひとつ加えていただきたい。いわゆる東京湾、伊勢湾、大阪湾、こういうところが特に私には大切だと思うので、資料としてお願いをしておきます。

それからもう一つは、私は非常に大切だと思うのでお伺いしたいのは、これも先般資料の中の説明を聞きましたら、大体六千万キロワットアワー程度のもので発電は、その五分の三くらいですか、これは数字は私も固執いたしません、五分の三程度もがいわゆる火力発電所、そのうちの三千万キロワットアワーくらいがいわゆる重油発電、こういうふうな数字であったと思うのです。

そうして、この推移がやがて原子力発電というものに移行するとしても、四十五年くらいまではまだ原子力発電施設というものは百二、三十万キロワットアワーくらいのもので、それから、そうすると大部分のものは重油にかわっていくということになるわけです。そうすると、将来の発電施設の推移というものは、原子力になるのはまだまだ十年から先の問題であって、当面はこの重油が中心になった発電施設ということになってくると思うのです。重油が中心になってくる発電施設ということになってくると、この施設というものは容易に転換され得るものじゃないので、これは相当長い期間このまま進んでいくだろう、こういうふうな考えをわけです。そこでこういう本日の決議が必要になるわけですが、そのために私がいまいろいろ調べても、私自身もこの正確な資料ができませんので、これはひとつ厚生省のほうにもお願いしたいのですが、大体一万吨重油を燃焼してどの程度の亜硫酸ガスの発生量があるかというところを検討していただきたいと思います。

それからもう一つ、最後にお願いしておきたいのですが、私が一番心配なのは、東京だとか、大

阪だとか、名古屋だとか、こういう電力が集中して使用されるところにおける発電施設の集中、これはもう当然な結果ですから、そういうことになつてまいりますので、これはきょうおわかりならひとつ知らしてもらいたいのですが、一つの例として、たとえば東京湾周辺の屋間におけるところの電力使用量、それからマキシマムの使用量、それから夜間の使用量、こうしましたものをお知らせ願いたいと思うのです。いまわかっておれば聞かしていただきたいし、もしいまその資料がないようでしたら、私はその資料をもらった上で、あらためてこの東京湾周辺におけるところの発電所の施設の限度について質問を行いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤波説明員 ただいまの資料を手元に持ち合わせておりませんので、詳しい数字は後ほど御説明申し上げたいと思ひますが、大ざっぱに申し上げます、東京電力管内でいま消費してあります電力は大体六百万キロワット程度ではないかと記憶しております。そのうちの過半量は東京湾周辺というぐあい記憶しておりますが、数字につきましては、後ほど資料を整えまして御説明申し上げます。

○肥田委員 東電の常務は先般、東京の一日の電力使用量が四百万キロワットアワーくらいだ、こう言っておりましたが、そうすると、あなたがいまの六百万ということになると、五〇兆違うわけです。それはいいです、あとから資料を見せてもらえば、その資料を見せていただいた上で将来のことも含めて——現在東京湾周辺に四百万キロワット時の発電施設があるわけですね、そうすると、この中の最高といえますか、一番大容量の発電施設というものはどこにありますか、京葉地域のあれですか。

○藤波説明員 現在一番大きな発電所は横須賀にございます横須賀発電所でございます、現在建造中のものを含めまして約二百万キロワットの規模でございます。

○肥田委員 それは現在もう二百万キロワットの

発電をしておるのですか。

○井手委員長 資料が出てからにしたらどうですか。

○藤波説明員 現在発電中の設備は約三千万キロワット程度であります。あとの七千万キロワットについては近く発電をするということになっております。

○肥田委員 それでは、委員長のお話もありませんから、資料を見せてもらつた上でこの質問を継続していききたいと思います。

それからもう一つ、確認をしておきたいのですが、堺はいま七十五万キロワット発電をしております。その次の二十五万キロワットが大体でき上がったようです。ところが、これは集中煙突ではありません。そうして百八十里メートルで、百五十メートルに三十メートルついで、全部四基ともこれをそろえて高圧噴出をやるのだそうですが、これは集中煙突方式と、同じ百八十里メートルの場合の効果というものはどういふふうになりますか。——そうしましたら、その点についてもひとつ後刻……。私は無理なことを言っておるわけじゃないので、いろいろと検討をしたい問題が最終的にありますからお伺いしているのです。ですから誤解のないように、その効果についてお伺いしたいことが一つ。

それから、それによって、集中方式のほうが利点が多いということなら、こういう問題が出てくるのです。現在そうして単基の煙突になっておるのを集中方式にすることは不可能なんです。だからそれらに対する指導方法というものと、それから現在堺の場合には百万キロの施設がもう大体でき上がった。そうすると、あとに残る問題は、この地域にもうあと百万キロの施設を認めることが是非かという議論が起つてきます。これは横須賀の現在百三十万キロ、あと七十万キロをどうするかというような問題も起つてくる。私はこういう点について議論をしていきたいと思つたので、ひとつ先ほど言つた資料を出していただくようお願いをしておきます。

○井手委員長 通産省は、次回までにたゞいま肥田君要望の資料について御用意を願いたいと思つた。

次会は、来たる二十七日水曜日午後一時から理事會、午後一時三十分から委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十八分散會

産業公害対策特別委員會議録第八号中正誤

（一）段行 誤

四二七 判定

五二一 たことと、

六三〇 あわせた

七四三 その國

八〇一 おるといふ

九二四 アメリカを

一〇三六 土地

一〇三六 土地

（二）段行 正

判定

したことと、

あわせた

よその國

おるといふよう

アメリカと

土地土地

同第九号中正誤

（一）段行 誤

一一一 業業

一一三 百八万台

一一九 五四%

一二七 五十万三千台

一三六 三七%

一四四 五六%

一五二 五八%

一六一 百八万台

一一三 百八万台

一二〇 百八万台

（二）段行 正

産業

九十二万八千台

六三%

三十五万台

五三%

六四%

六六%

九十二万八千台

九十二万八千台

九十二万八千台

昭和四十一年四月二十六日印刷

昭和四十一年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局